

# 埋葬料(費)を請求される方へ <社員用>

三菱電機健康保険組合

下記の注意事項をよくお読みになってから請求してください。(特例退職・任意継続の方は健保へお問い合わせください。)

## 被保険者が死亡したとき

### ① 埋葬料

被保険者が死亡したときは、その者により生計を維持していた者であって、埋葬を行う者に対し、「埋葬料」として一律50,000円が支給されます。

※生計を維持していた者…被保険者により生計の一部でも維持されていたならば良い。(健保の被扶養者・同居でなくても良い)

### ② 埋葬費

①の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合においては、埋葬を行った者に対し、埋葬料(50,000円)の範囲内で埋葬に要した費用に相当する金額が支給されます。(埋葬を行った者と被保険者の生計維持関係が全くない場合。)

## 提出書類

### ① 埋葬料の場合

1. 埋葬料(費)請求書
2. 死亡診断書(写) 但し、請求書内に事業主証明があれば不要

### ② 埋葬費の場合

1. 埋葬料(費)請求書
2. 死亡診断書(写) 但し、請求書内に事業主証明があれば不要
3. 埋葬に要した費用の領収書(原本)  
\* 領収書は埋葬料請求者に発行されたもの(請求者氏名の記載があるもの)

埋葬を行った者とは

Q. 死亡した被保険者によって生計維持されていた者が全くいない場合に埋葬費が支給されるそうですが、どういう者に支給されるのでしょうか?

A. 埋葬費は原則として、死亡した被保険者に身寄りの者がなく、隣人の親しい人や友人等で、実際に埋葬を行った者に支給されます。また、その被保険者によって全然生計を維持していなかった父母または兄弟姉妹あるいは子等が実際に埋葬を行った場合にも埋葬費が支給されます。

※埋葬に直接要した実費額のうち、埋葬料に相当する金額の範囲内で埋葬費が支給されますので、50,000円を超える領収書が1枚あれば構いません。

※埋葬に要した費用とは…霊柩代、霊柩車代、火葬代または埋葬代、葬式の供物代、僧侶への謝礼代、祭壇一式料など。  
葬式の際の飲食等の接待費、香典返し等の費用は除く。

## 支給日・支給方法

原則、請求書を提出された翌月～翌々月に埋葬料請求者口座に支給いたします。(不備等によって遅れる場合があります)

## 被扶養者が死亡したとき

被扶養者である家族が死亡したときは、「家族埋葬料」として被保険者に対し一律50,000円が支給されます。

## 提出書類

1. 埋葬料(費)請求書
2. 死亡診断書(写) 但し、請求書内に事業主証明があれば不要

## 支給日・支給方法

原則、請求書を提出された翌月～翌々月に給付いたします。(不備等によって遅れる場合があります)

●三菱電機社員:給与同封 ●関連会社社員:会社へお問い合わせください ●特例退職者・任意継続者:保険料を引き落としているご指定の口座

## 被保険者・被扶養者死亡 共通

## 注意事項

1. 死亡原因が業務上、または通勤途上中の事故による場合は労災保険からの給付があるため、埋葬料は支給されません。
2. 自殺の場合も埋葬料は支給されません。

## 提出先

